

今年の夏は 海へ行く？ 山へ行く？



★モニターツアーの為、保護者の皆様にはアンケートのご記入をお願いしております

★本チラシが最終行程表となります。

海 7月20日(日) 出発 XFD003

じびきあみ あつが
親子で地曳網体験@日高町厚賀漁港



旅行代金 (お一人様:大人、子ども同額)

2,500円

**札幌駅北口
鐘の広場発**

山 8月10日(日) 出発 XFE001

やまべ
親子で体感「ひだから」と山女魚釣り体験



旅行代金 (お一人様:大人、子ども同額)

2,500円

**中央バス
札幌ターミナル発**

- 募集人員 20組40名(最少催行人員20名)
※お申込みは親子もしくは祖父母孫でお申込みください。お子様の年齢は5歳~15歳(中学生)といたします。
- 昼食 焼き魚、汁物、おにぎりなど
- 添乗員 同行しません。係員がご案内します。
- 料金に含まれるもの 体験料・食事代・入浴料
※タオルは各自でご用意ください
- 協力 ひだか漁業協同組合 厚賀漁協青年部・婦人部
※天候によっては網が曳けない場合もございます。

集合場所：札幌駅北口 鐘の広場 (8:15 集合)

札幌駅北口(8:30)====むかわ四季の館(休憩/約10分)
====日高町・厚賀漁港(地曳網体験・昼食/約120分)
====門別温泉とねっこの湯(入浴・休憩/約90分)
====日勝観光センター富川店(買物/約20分)====
====札幌駅北口(17:30頃)

- ◆持ち物◆
雨具(少雨決行です)・長靴(砂浜で行きます)
着替(網を曳く際に汚れる場合があります)・軍手

日高地域の資源である「ひだかのたから」を「ひだから」と言います。その「ひだから」の一つ、重さ約200tの巨石を見学。昼食は、北海道でも山奥の清流にしか生息できない山女魚をご自分で釣りあげてお召し上がり頂きます。

- 募集人員 15組30名
※お申込みは親子もしくは祖父母孫でお申込みください。お子様の年齢は5歳~15歳(中学生)といたします。
- 昼食 山女魚料理
- 添乗員 同行しません。係員がご案内します。
- 料金に含まれるもの 体験料・食事代・入浴料・ガイド料
※タオルは各自でご用意ください

集合場所：中央バス札幌ターミナル (8:45 集合)

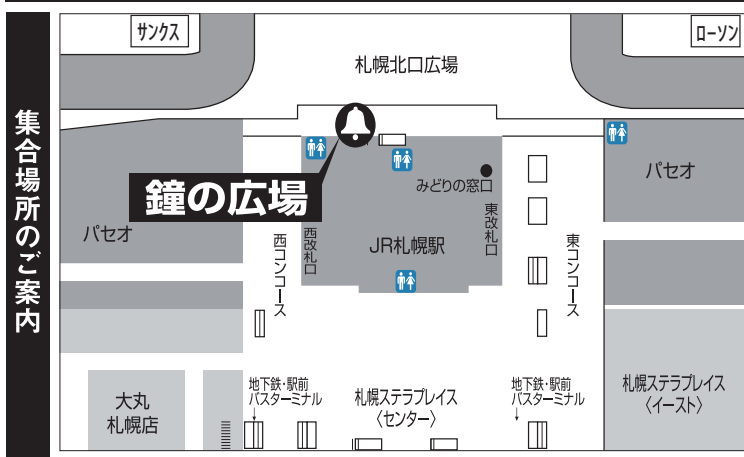
中央バス札幌ターミナル(9:00)====日高町・千栄地区/チロロの巨石(約15分)====伊澤釣り堀(昼食/約90分)====びらとり温泉(入浴/約90分)====ハム工房「シグびらとり」(買物/約15分)====
====JA平取農産物直売所(買物/約15分)====
====中央バス札幌ターミナル(18:30頃)

ツアーの内容につきましては、沙流ユーカラ街道活性化協議会より委託されている下記までお問合せ下さい。

お問合せ先 **株式会社ノーザンクロス平取事務所 TEL 01457-2-3501 (平日 9:00 ~ 17:00)**
※ノーザンクロス平取事務所ではツアーのお申込みを受け付けておりません。裏面の予約センターまでご連絡下さい。

沙流ユーカラ街道とは、日高管内を南北に縦断する国道 237 号につけられた愛称で、日高町富川の国道 235 号との交差点から日高町宮下町の国道 274 号との交差点までのことをいいます。このたび、沙流ユーカラ街道沿線の日高町と平取町の 2 町にまたがる観光を推進する「沙流ユーカラ街道活性化協議会」が、札幌発着のツアーの事業主体となり(株)シーピーツアーズがモニター・パストゥアールとして企画・実施致します。ご参加の方々にはアンケートのご記入をお願いいたします。

7/20 集合場所 札幌駅北口 鐘の広場
集合時間 8:15 (8:30 出発)



※当日の受付は、係員が受付をいたしますので、中央バス札幌ターミナルまたは札幌駅北口鐘の広場でお待ち下さい。
 ※出発時間等に変更がある時にはその都度ご案内します。
 ※各行程、交通事情等の理由により到着時間等が多少変更となる場合があります。

8/10 集合場所 中央バス札幌ターミナル
集合時間 8:45 (9:00 出発)



最終行程表のご案内

このパンフレットが最終行程表となります。(※一部コースを除く)

●ご希望旅行名、出発日、参加人数、参加者全員の氏名、住所、電話番号をご連絡下さい。●お電話でお申込み後、3日以内に旅行代金全額又はお申込み金を下記旅行迄ご送金になるか現金書留又は直接ご来社の上お支払い下さい

お申込みの ご案内	旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
	30,000円未満	6,000円	60,000円未満	12,000円

《銀行振込先》北洋銀行 本店(普)1737465 口座名:(株)シーピーツアーズ
 ※振込手数料はお客様のご負担となります。

旅行条件[要旨] お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は(株)シーピーツアーズ(以下「当社」)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。お申込み金は、旅行代金お支払の原資としてさせていただきます。

(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払いが完了する必要があります。

(3) 旅行代金は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を受領したときに成立するとします。(お一人様)

旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

(2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

●旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社との関係し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかしの速やかに当該事由が当社の関係し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

●旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受ける旅行サービスに対して取消料、契約料その他旅行代金に含めない費用)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社がその変更差額を旅行代金を変更します。

●取消料

(1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日以前	無 料
1) 21日以前(日曜旅行にあっては11日以前)	
2) 20日以前(日曜旅行にあっては10日以前)	旅行代金の20%
3) 19日以前(日曜旅行にあっては9日以前)	
4) 18日以前(日曜旅行にあっては8日以前)	旅行代金の30%
5) 17日以前(日曜旅行にあっては7日以前)	
6) 16日以前(日曜旅行にあっては6日以前)	旅行代金の40%
7) 15日以前(日曜旅行にあっては5日以前)	
8) 14日以前(日曜旅行にあっては4日以前)	旅行代金の50%
9) 13日以前(日曜旅行にあっては3日以前)	
10) 12日以前(日曜旅行にあっては2日以前)	旅行代金の100%
11) 11日以前(日曜旅行にあっては1日以前)	
12) 10日以前(日曜旅行にあっては0日以前)	

が、

① 契約内容の重要な変更が行われたとき

② 前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき

③ 不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

④ 当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

⑤ 当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

⑥ 当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

●当社による旅行契約の解除及び旅行中止

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

① お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき

② お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき

③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げようとする行為をしたとき

④ お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき

⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき

この場合は、旅行開始日の前日より起算して3日以前に、旅行中止の通知をいたします。

⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき

⑦ 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関係し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかきりエコミークラス)、宿泊費、食料、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用できずも原則として払い戻ししません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。)

●添乗員等

●旅行表示表示コースには、全行程に添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務として、行程中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。添乗員の業務は、原則として8時から20時までです。

●当社の責任及び免責事項

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様

に損害を与えたときは、お客様が被った損害について賠償いたします。

(2) 手荷物について生じた(1)の損害については同項の規定にかかわらず損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償いたします。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、償金または見舞金を支払います。

●死亡補償金:1500万円

●入院見舞金:2~20万円

●通院見舞金:1~5万円

●携行品損害補償金:お客様1名につき15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●国内旅行保険への加入について

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、償金または見舞金を支払います。国内旅行保険については、お申込の販売員にお問い合わせください。

●事故等の申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、運送宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込日にご通知ください。申し出できない事情がある場合は、その事情がなくならぬ限りご通知ください。

●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店は、

① 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内

② 旅行参加者ご自身の企業のご提供のお願い

③ アンケートのお願い

④ 特典サービスの提供

⑤ 取消料の作成にお客様の個人情報を使用させていただくことがあります

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年5月1日を基準としています。また旅行代金は2014年5月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

●団体・グループの契約について

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して理に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日かさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込みが期間の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の承認なくして旅行代金、取消料、追加費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からのお申し出がない限り、お客様の承諾日となります。

●旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

●貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料によります。

●当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消料になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。

●お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部の変更についても、全体に対するお取消料とみなし、取消料の対象となります。

(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除すること

●お申込み・お問い合わせは

●お申込み・お問い合わせは

北海道登録旅行業 第2-470号-JATA正会員

旅行企画 実施 **BT** 北海道中央バスグループ **株式会社 シーピーツアーズ** 予約センター TEL.011-221-0912

<p>本社</p> <p>TEL.011-221-1122</p> <p>札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バスターミナル2F</p> <p>営業時間 / 平日9:00~17:30 / 土曜9:00~14:00(日祝定休)</p> <p>◎総合旅行業務取扱管理者 / 井端慎一</p>	<p>滝川営業所</p> <p>TEL.0125-26-1188</p> <p>滝川市栄町4丁目9番1号中央バス滝川ターミナル1F</p> <p>営業時間 / 平日9:00~18:00 / 土曜9:00~14:30(日祝定休)</p> <p>◎総合旅行業務取扱管理者 / 本間宏之</p>
---	---

FAXお申込み24時間受付中 FAX.011-221-0117

日帰りツアーの一部商品はインターネット予約ができます!

FAX用紙に
 1.コース名
 2.出発日(第一希望・第二希望)
 3.代表者および参加者全員のお名前・年齢・郵便番号・住所・連絡先をご記入ください。

cbt 旅

※満席でお受けできない場合もございます。予約のご回答は営業時間内にさせていただきます。

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ねください。